

売 払 公 告

分任契約担当官代理
陸上自衛隊関東補給処松戸支処
契約班長 上原和久

下記のとおり一般競争入札を実施するので参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名	規格	単位	数量	引渡・搬出期限	引渡場所
鉄 ほか4件	別紙内訳書のとおり			代金納付の日から5日以内 (令和4年3月31日までに搬出)	陸上自衛隊 松戸駐屯地

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和元、2、3年度資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「**物品の買受け**」のうち**A・B・C**の等級に格付けされ、関東、甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。(「資本関係又は人間関係のある」とは、別紙第1のいずれかに該当する場合をいう。)
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する物品等から排除する要請があり、当該状態が継続している有資格業者については本入札への参加は認めない。入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する物品購入等から排除するよう依頼があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

3 契約条項を示す場所

入札及び契約心得等については、陸上自衛隊関東補給処松戸支処会計課契約班及び松戸支処会計課ホームページに掲示する。<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/matudo/matudoHP2015/index2015.html>

4 入札説明会

実施しない。ただし、現場確認を希望する者には個別に対応するので、事前に調整されたい。

5 入札等

- 入札日時:令和4年2月15日(火)10時30分
- 入札場所:松戸支処会計課入札室
- 入札書に記載される金額は、税込金額を落札価格とするので入札者は、消費税にかかる課税事業者、免税事業者を問わず、税込金額を入札書に記載する。

6 落札決定方法

- 総額決定、予定価格を超え、かつ最高の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- 落札者となるべき最高落札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

7 保証金

- 入札保証金 免除
- 契約保証金 免除

8 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

9 遅延賠償

遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を徴収する。

10 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札金額が明瞭でない場合
- (4) 入札者が誰であるか識別しがたい場合
- (5) 電信、電話、ファックス等による入札
- (6) 「入札及び契約心得」第3章第6項（入札等にあたっての誓約事項）に抵触した場合

1 1 契約書の作成の要否

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書等に示す契約書を作成するものとする。

1 2 委任状

代表者の代理人として入札に参加する者は、委任状を提出すること。

1 3 代金の納入

納入告知書又は口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。

1 4 その他

- (1) 入札への参加希望者は、下記連絡先へ意思表示をするものとする。
- (2) 入札までに、**資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の（写）**を提出。
- (3) 代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出。
- (4) 郵送等による入札は、**令和4年2月14日（月）12時00分までに下記宛先まで必着**とする。
（発送者の責により到着の確認をすること）

封書には「会社名、入札日時、件名、及び朱書で入札書在中」と明記するものとする。

なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は次のとおりとする。

ア 日時 **令和4年2月18日（金）9時15分**

（再度入札に係る入札書を郵送する場合は、**令和4年2月17日（木）12時00分までに下記宛先まで必着**とする。

イ 場所 松戸支処会計課入札室

連絡先

〒270-2288 千葉県松戸市五香六実17 陸上自衛隊関東補給処松戸支処 総務部会計課契約班

TEL 047-387-2171（内線534） FAX 047-384-2844

担当：蓑毛

第2項第5号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

1 資本関係がある場合

次の(1)又は(2)に該当する二者の場合。ただし(1)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ）又は、(2)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第127号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(1) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係がある場合

次の(1)又は(2)に該当する二者の場合。ただし、(1)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(1) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、幹事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下この号において同じ）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(2) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3 1及び2に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の処置の効果を事実上減殺するなど1又は2に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合